

## 都道府県別表目次

1. 第1表 納税義務者数に関する調	1	(ウ) 決定価格	189
2. 第2表 総括表		(エ) 課税標準額	227
(ア) 地積	2	(オ) 筆数	265
(イ) 決定価格	11		
(ウ) 課税標準額	20		
(エ) 筆数	29		
(オ) 単位当たり平均価格	38		
3. 第3表 納税義務者区分による土地に関する調 (法定免税点以上のもの)			
(ア) 納税義務者数	41	(ア) 納税義務者数	303
(イ) 地積	47	(イ) 地積	315
(ウ) 決定価格	53	(ウ) 決定価格	327
(エ) 課税標準額	59	(エ) 課税標準額	339
(オ) 筆数	65	(オ) 筆数	351
(カ) 単位当たり平均価格	71		
4. 第4表 宅地に関する調 (法定免税点以上のもの)			
(ア) 納税義務者数	77	7. 第13表～第16表 特定市街化区域農地の負担調整に関する調 (法定免税点以上のもの)	
(イ) 地積	83	(ア) 納税義務者数	363
(ウ) 決定価格	89	(イ) 地積	399
(エ) 課税標準額	95	(ウ) 決定価格	435
(オ) 筆数	101	(エ) 課税標準額	471
(カ) 単位当たり平均価格	107	(オ) 筆数	507
5. 第5表～第10表 宅地等の負担調整に関する調 (法定免税点以上のもの)			
(ア) 納税義務者数	113	8. 第17表 課税標準の特例等に関する調 (法定免税点以上のもの)	
(イ) 地積	151	(ア) 地方税法第349条の3第9項	543

(コ) 地方税法第349条の3第27項（新法分）	552	(レ) 地方税法附則第29条の5第8項	584
(サ) ツ 第349条の3第27項（旧法分）	553	(ロ) ク 附則第29条の5第16項	585
(シ) ツ 第349条の3第29項	554	(ワ) ク 附則第29条の5第17項	586
(ス) ツ 第349条の3第32項	555	(ヲ) ク 附則第29条の6第1項	587
(セ) ツ 第349条の3第33項	556		
(ソ) ツ 附則第15条第13項（½特例適用分）	557		
(タ) ツ 附則第15条第13項（¾特例適用分）	558		
(チ) ツ 附則第15条第15項（旧法分）	559		
(ツ) ツ 附則第15条第15項（旧法分）（½特例適用分）	560		
(テ) ツ 附則第15条第15項（旧法分）（½特例適用分）	561		
(ト) ツ 附則第15条第15項（旧法分）	562		
(ナ) ツ 附則第15条第30項	563		
(ニ) ツ 附則第15条第43項	564		
(ヌ) ツ 附則第15条第51項（½特例適用分）	565		
(ネ) ツ 附則第15条第51項（¾特例適用分）	566		
(ノ) ツ 附則第15条第53項	567		
(ハ) ツ 附則第15条第54項（¾特例適用分）	568		
(ヒ) ツ 附則第15条第54項（½特例適用分）	569		
(フ) ツ 附則第15条第55項（¾特例適用分）	570		
(ヘ) ツ 附則第15条第55項（½特例適用分）	571		
(ホ) ツ 附則第15条第56項（¾特例適用分）	572		
(マ) ツ 附則第15条第56項（½特例適用分）	573		
(ミ) ツ 附則第15条第57項（¾特例適用分）	574		
(ム) ツ 附則第15条第57項（½特例適用分）	575		
(メ) ツ 附則第15条第61項	576		
(モ) ツ 附則第15条の2第2項 （第15条の3の適用を受けないものに限る。）	577		
(ヤ) ツ 附則第15条の3第1項（¾特例適用分）	578		
(ユ) ツ 附則第15条の3第1項（¾特例適用分）	579		
(ヨ) 合 計	580		
(ラ) 地方税法附則第15条の8第2項（新法分）	581		
(リ) ツ 附則第15条の8第2項（旧法分）	582		
(ル) ツ 附則第29条の5第7項	583		
(レ) 地方税法附則第29条の5第8項	584		
(ロ) ク 附則第29条の5第16項	585		
(ワ) ク 附則第29条の5第17項	586		
(ヲ) ク 附則第29条の6第1項	587		
		9. 第18表 介在農地、介在山林及び市街化区域農地に関する調	
(ア) 介 在 田			588
(イ) 介 在 畑			590
(ウ) 宅地介在山林			592
(エ) 農地等介在山林			594
(オ) 市街化区域農地			
田			596
畑			604
計			612
		10. 第19表 負担調整措置等による軽減額に関する調	
(ア) 一 般 田			620
(イ) 一 般 畑			621
(ウ) 宅 地（宅地A・Bを除く）			622
(エ) 一般山林			623
(オ) (ア)～(エ)の計			624
(カ) 宅地A（農業用施設用地・農地+造成費）			625
(キ) 宅地B（生産緑地地区内の宅地・農地等+造成費）			626
(ク) 一般市街化区域農地			627
(ケ) (ア)～(エ)、(カ)～(ク)以外の地目の計			628
(コ) (カ)～(ケ)の計			629
(サ) 合 計			630
		11. 第20表 段階別納稅義務者数及び課稅標準額等に関する調	
(ア) 納稅義務者数			631
(イ) 決定価格			635
(ウ) 課稅標準額			639
(エ) 総 地 積			643